平成２９年（フ）第４１１号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21－２－209号
債務者　尾崎　慧美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
熊本県葦北郡芦北町大字白岩394番地５
債務者　城戸かつえ
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１６５０号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番２－102号
債務者　今野　靖子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２２号
静岡県沼津市西椎路645番地の４　市営大久望団地Ｋ２－304、前住所静岡県沼津市大岡832番地の２　モアステージ201
債務者　鈴木　理恵（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６７８号
大阪府松原市柴垣１丁目15番９号
債務者　鳴海　陽一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５２号
大阪府高石市取石７丁目２番２－106号
債務者　石田　公良
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６３号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟1126号室
債務者　持留　聡子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７８１号
堺市南区原山台５丁１番５－910号
債務者　和田　恒子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９１号
堺市堺区少林寺町東１丁１番12－101号
債務者　板倉　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０２号
堺市堺区大浜北町１丁５番20号
債務者　野中　美恵
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１３号
堺市北区金岡町2115番地５　西之辻フェスタ轟201号、前住所名古屋市中川区戸田西２丁目1304番地（ＢＲＥＥＺＥ戸田ＷＥＳＴ303号）
債務者　寺田　裕美（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１９号
堺市南区城山台３丁１番11－101号
債務者　奥野　道子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番16－318号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目１番６号
債務者　正田　麻貴
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２５号
大阪府羽曳野市広瀬283番地の20
債務者　岩村菊美こと　朴　　菊美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
和歌山県岩出市波分85番地
債務者　土生川　崇
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７１号
和歌山市栄谷386番地１　プレジール高塚107号
債務者　清水　和好
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７９号
和歌山県橋本市橋本１丁目２番８号
債務者　曽和　耕平
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係